



「KADSネット」
(JC関東地区災害支援ネットワーク)
災害時における救援相互運営規程

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会 災害時における救援相互運営規程

第1条（名称）

本組織は、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会災害支援ネットワーク（以下、JC関東地区災害支援ネットワーク＝通称「KADSネット（Kanto Area Disaster Support Network）」と称する。

第2条（目的）

本規程は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第3条（構成）

KADSネットは関東地区協議会および関東地区協議会内ブロック協議会をもって構成する。

第4条（役員を選任）

1. 関東地区協議会会長は原則としてKADSネット会長に就任する。
2. KADSネット会長の任命により、関東地区協議会内ブロック協議会会長及び会務系副会長は原則としてKADSネット副会長に就任する。
3. KADSネット役員就任については、当該年度の前年度の関東地区協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第5条（役員の任期）

役員の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第6条（事務局）

1. KADSネット事務局は、関東地区協議会事務局内に置く。また関東地区協議会事務局長と同事務局員はそれぞれKADSネット事務局長と同事務局員を兼任する。KADSネット担当委員会が存在する場合には、連携して職務にあたるものとする。
2. 関東地区協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、KADSネット会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第7条（KADSネットの発動）

1. 関東地区内の地域で災害等が発生したとき、KADSネット会長が必要と認めた場合、KADSネットを発動し、本部を設立する。
2. 1項と同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を、KADSネット担当副会長はブロック支援情報本部をそれぞれ設立する。
3. KADSネット会長が本部長就任困難な場合は、副会長の中から暫定本部長を相互協議のうえ決定し、KADSネット本部を設立することができる。
4. 関東地区外の地域で災害等が発生したとき、KADSネット会長が必要と認めた場合、KADSネットを発動し、本部を設立する。
5. 4項と同時に、KADSネット担当副会長はブロック支援情報本部を設立する。
6. KADSネット会長が1項及び4項を遂行することが困難な場合、KADSネット担当副会長が代行してこれを行う。
7. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。
8. KADSネットが発動され、本部が設立された後、その旨を関東地区協議会役員会議にて報告をしなければならない。

第8条（本部役員を選任）

1. KADSネット会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長はKADSネット副会長より副本部長、ブロック支援情報本部長を任命する。
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。
4. 第7条3項でKADSネット会長を代行したKADSネット副会長は暫定の本部長となるが、その任期はKADSネット会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。

第9条（本部役員の職務）

1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人日本青年会議所との連携を取る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. ブロック支援情報本部長は、ブロック支援情報本部を統括し、本部とブロック支援情報本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
4. 本部役員は関東地区災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

第10条（解散）

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、関東地区協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

第11条（継続）

KADSネットは公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

（付則） 2013年 7月 12日 施行
2013年 7月 12日 改訂
2014年 4月 12日 改訂